

笠間市告示第188号

平成25年第1回笠間市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成25年4月17日

笠間市長 山口伸樹

- 1 期 日 平成25年4月24日（水）
- 2 場 所 笠間市議会議場
- 3 付議事件 諸般の報告 法令等に基づく報告事項
（損害額を定め和解することについて）
報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度笠間市一般会計補正予算（第9号））
報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））
報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））
報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
（平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号））
報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
（笠間市税条例の一部を改正する条例）
議案第52号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
について

平成25年第1回笠間市議会臨時会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
4月24日	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、提案理由の説明 議案質疑 討論、採決 閉会

平成25年第1回
笠間市議会臨時会会議録

平成25年4月24日 午前10時00分開会

出席議員

議長	24番	小藺江 一三君
副議長	9番	藤 枝 浩君
	1番	畑 岡 洋二君
	2番	橋 本 良一君
	3番	小 磯 節子君
	4番	飯 田 正憲君
	5番	石 田 安夫君
	6番	鹿志村 清一君
	7番	蛭 澤 幸一君
	8番	野 口 圓君
	10番	鈴 木 裕士君
	11番	鈴 木 貞夫君
	12番	西 山 猛君
	13番	石 松 俊雄君
	14番	海老澤 勝君
	15番	萩 原 瑞子君
	16番	中 澤 猛君
	18番	横 倉 きん君
	19番	町 田 征久君
	20番	大 関 久義君
	21番	市 村 博之君
	22番	柴 沼 広君

欠席議員

	17番	上 野 登君
	23番	石 崎 勝三君

出席説明者

市 長 山 口 伸 樹 君

副市長	久須美 忍 君
教育長	飯島 勇 君
市長公室長	深澤 悌二 君
総務部長	阿久津 英治 君
市民生活部長	小坂 浩 君
福祉部長	小松崎 栄一 君
保健衛生部長	安見 和行 君
産業経済部長	神保 一徳 君
都市建設部長	竹川 洋一 君
上下水道部長	藤田 幸孝 君
市立病院事務局長	打越 勝利 君
教育次長	塙 栄 君
消防次長	橋本 泰享 君
会計管理者	高安 行男 君
笠間支所長	飯村 茂 君
岩間支所長	海老沢 耕市 君

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山 正
議会事務局次長	石上 節子
次長補佐	飛田 信一
係長	瀧本 新一

議事日程

平成25年4月24日（水曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度笠間市一般会計補正予算（第9号））
報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号))

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 5 号))

報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度笠間市水道事業会計補正予算 (第 1 号))

報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(笠間市税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議案第52号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度笠間市一般会計補正予算 (第 9 号))

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号))

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号))

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 5 号))

報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度笠間市水道事業会計補正予算 (第 1 号))

報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(笠間市税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議案第52号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

午前 9 時 5 9 分開会

開会の宣告

○議長（小藺江一三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は22名であります。本日の欠席議員は17番上野 登君、23番石崎勝三君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回笠間市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付した資料のとおりであります。

なお、小森消防長が義母の葬式のため橋本消防次長が出席しております。

市長あいさつ

○議長（小藺江一三君） ここで、山口市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成25年第1回笠間市議会臨時議会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、本日臨時議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。今回の臨時議会には、平成24年度笠間市一般会計補正予算を初めとする専決処分の承認を求める報告6件及び笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の全部を改正する議案1件を上程するものであります。

笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例につきましては、平成18年3月19日の3市町合併時に制定してございましたが、建設残土等の搬入に対する規制を強化し、市民の安全と良好な生活環境の保全及び災害を防止するため、昨年度当初から条例改正に向け協議を進めてまいりました。

このたび、4月上旬に検察庁等関係機関との協議がすべて調ったことから、本日条例の改正を上程するものでございます。

何とぞ慎重なる審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

開議の宣告

○議長（小藺江一三君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番小磯節子さん、4番飯田正憲君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（小藺江一三君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、去る4月12日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員長よりご報告をいただきます。

委員長 蛭澤幸一君。

〔議会運営委員長 蛭澤幸一君登壇〕

○議会運営委員長（蛭澤幸一君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、4月12日午前10時から、会議室において、平成25年第1回笠間市議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、本日1日間とします。会期の決定、議案上程、提案理由の説明、議案に対する質疑の後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告いたします。

○議長（小藺江一三君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいまの委員長の報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、本日の会議につきましては、ただいまの委員長からの報告のとおりでありますので、ご了承いただきます。

諸般の報告について

○議長（小藺江一三君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長より、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分の報告が提案されましたので、既に議案とともに配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度笠間市一般会計補正予算（第9号））

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号））

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

（笠間市税条例の一部を改正する条例）

○議長（小藺江一三君） 日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度笠間市一般会計補正予算（第9号））ないし報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第1号から報告第6号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した平成24年度笠間市一般会計補正予算（第9号）から笠間市税条例の一部を改正する条例について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 報告第1号、平成24年度笠間市一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてご説明申し上げます。

これは平成25年3月29日付で専決処分したものでございます。

予算書の1ページをごらんください。

本補正予算は、地方交付税や各交付金の確定、国の緊急経済対策事業の内示が行われたことに関連しまして、地方債を起債することなどにより、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,155万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億1,018万3,000円としたものでございます。

8ページをお開きください。

第2表継続費補正でございますが、笠間学校給食センター外構整備事業の総額が契約の締結により減額となりましたので、その変更をするものでございます。

9ページをごらんください。

第3表繰越明許費補正、1の追加でございますが、総務省の委託事業として本市が選定団体に決定いたしました地域クラウドモデル構築事業外2事業を追加したものでございます。

ページをおめくりいただきまして、10ページ、2の変更でございます。既に繰越明許費を設定しておりました事業につきまして、国の内示が行われた道路維持事業の額の変更など、7事業の金額を変更したものでございます。

なお、緊急経済対策で行われます道路維持事業につきましては、補助事業の趣旨に沿いまして、道路舗装再整備事業へと名称の変更を行っております。

続きまして、11ページをごらんください。

3の廃止でございます。道路橋りょう災害復旧事業（岩間地区）でございますが、24年度内に事業が完了したため繰越明許費を廃止するものでございます。

12ページをお開きください。

第4表の地方債補正ですが、1の追加につきましては、緊急経済対策事業のために発行することのできる地方債の内容が明らかになりましたので、これら事業の財源として、新たに観光交流センター整備事業債外7事業債について追加をするものでございます。

13ページをごらんください。

2の変更につきましては、国庫補助金の確定に伴いまして稲田小学校施設整備事業債及び友部第二小学校施設整備事業債を増額し、市民体育館整備事業では、同一事業内で耐震補強と大規模改修の区分変更を行ったことにより、それぞれ起債額を変更しております。

次に、歳入歳出予算の主なものについて、事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。18ページをお開きください。

10款の地方交付税でございますが、最終的な算定の結果、普通交付税で2,567万8,000円の増額、特別交付税では2億9,011万1,000円の増額が決定いたしました。また、昨年度15

億4,403万6,000円の交付を受けておりました震災復興特別交付税については、平成23年度の対象事業費の確定を受け、24年度に交付税の精査を行ったことによりまして、1億6,666万1,000円が減額となっております。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金の3,897万円の減につきましては、緊急経済対策事業の内示が行われたことにより、対応する事業費の減額が主なものでございます。

19ページをごらんください。

14款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金3億450万円の増は、総務省が行う地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証の委託金でございます。

20ページをお開きください。

21款市債、1項市債であります。緊急経済対策に充当いたします地方債として3目商工債の観光交流センター整備事業に6,750万円、4目土木債の市道整備事業に2,950万円、道路舗装再整備事業に1億3,090万円、岩間駅東大通り線整備事業に3,340万円、下の21ページをごらんいただきまして、笠間稲荷門前通り整備事業に3,800万円、10目農林水産業債の経営体育成基盤整備事業に1,700万円、農業体質強化基盤整備促進事業に830万円、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業に2,500万円を措置いたしました。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたしますので、22ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費でございますが、6目企画費につきましては、地域クラウドモデル構築業務委託料として3億450万円を新たに予算化したものでございます。財源を全額国の委託金で収入することとしておりまして、また、全額を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。

14目基金費5億9,569万2,000円の増のうち5億9,561万2,000円は、今回の補正に伴う財源調整により財政調整基金積立金を増額するものでございます。

23ページをごらんください。

3款民生費、3項生活保護費につきましては、年度内の生活保護費の支出見込みにより扶助費を4,000万円減額するものでございます。

24ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費につきましては、実績見込みにより一般廃棄物処理委託料で1,350万円の減額でございます。

25ページをごらんください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費の4,800万円の減であります。緊急経済対策の内示額の確定により工事請負費を減額しております。

4目幹線道路整備費の1,910万円の減額についても、同様でございます。

27ページをごらんください。

9款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費の3,776万7,000円の増は、市民体育館整

備事業費の確定及び災害対策事業費からの組み替えによる増が主なものでございまして、このページの一番下の欄にございます10款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、1目の社会教育施設災害復旧費におきまして、委託料及び工事請負費を4,562万4,000円減額しております。

以上で、平成25年3月29日付で専決処分しました平成24年度笠間市一般会計補正予算(第9号)の説明を終わります。

○議長(小藺江一三君) 保健衛生部長安見和行君。

[保健衛生部長 安見和行君登壇]

○保健衛生部長(安見和行君) 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の説明をいたします。

本専決処分は、特別調整交付金及び共同事業拠出金の額の確定により予算措置が必要なため、専決処分をしたものでございます。

1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,946万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億6,689万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりまして主なものについてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

まず、歳入についてでございますが、3款国庫支出金、1項、1目療養給付費負担金の3,184万7,000円の減につきましては、それぞれ見込み額によるものでございます。

2項、1目財政調整交付金の1億2,224万7,000円の増につきましては、普通調整交付金の見込み額と特別調整交付金の額の確定に伴うものでございます。

6款県支出金、2項、1目財政調整交付金の2,093万2,000円の減は、財政調整交付金の額の確定に伴うものでございます。

8ページをお開きください。

次に、歳出についてでございますが、2款保険給付費、1項、1目一般被保険者療養給付費の770万5,000円の減は、見込み額によるものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費の223万7,000円の増につきましては、見込み額によるものでございます。

9ページをごらんください。

6款共同事業拠出金、1項、4目保険財政共同安定化事業拠出金の2,026万8,000円の増は、拠出金の額の確定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(小藺江一三君) 上下水道部長藤田幸孝君。

[上下水道部長 藤田幸孝君登壇]

○上下水道部長（藤田幸孝君） 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

専決処分の理由でございますが、受益者負担金及び起債等の確定により補正するもので、平成25年3月29日に専決処分したものでございます。

資料の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ446万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ24億325万1,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正でございます。

第3条は、地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の繰越明許費の補正でございますが、年度末の工事の進捗状況等により変更したものでございます。

2の変更でございますが、下水道管理事業では、浄化センターともべのオキシデーションディッチ、攪拌機修繕費の増額により913万5,000円から1,230万円に、下水道建設事業では、主に管渠布設工事の進捗により1億684万2,000円から9,800万円に、災害復旧事業（単独）では、主に管渠布設工事の進捗により7,149万6,000円から5,245万3,000円に変更するものでございます。

6ページをお開き願います。

第3表の地方債補正でございますが、公共下水道事業債の限度額を2億3,460万円から2億3,980万円に変更するものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款受益者負担金、2項、1目受益者負担金は、511万4,000円減額するものでございます。

4款県支出金、1項、1目下水道事業費県補助金64万円の減額は、湖沼水質浄化下水道接続支援事業の額の確定によるものでございます。

6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金195万6,000円の減額と2項、1目基金繰入金195万6,000円の減額は、公債費の確定によるものでございます。

9款市債、1項、1目下水道事業債520万円の減額は、受益者負担金の増額によるものでございます。

10ページをごらんください。

歳出でございますが、1款下水道費、1項、1目下水道総務費214万7,000円の減額は、主に湖沼水質浄化下水道接続支援事業の額の確定によるものでございます。

1項、1目下水道建設事業費については、一般会計から財源の組み替えを行ったものでございます。

3 款公債費、1 項、1 目元金134万6,000円と1 項、1 目利子97万3,000円の減額は、償還額の確定によるものでございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

専決処分の理由でございますが、災害復旧事業費の額の確定により補正するもので、平成25年3月29日に専決処分したものでございます。

資料の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ368万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億9,704万4,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正でございます。

第3条は、地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の繰越明許費の補正でございますが、年度末工事の進捗状況により変更したものでございます。管渠布設工事の進捗により、6,759万円から6,665万7,000円に変更するものでございます。

6ページをお開き願います。

第3表の地方債の補正でございますが、農業集落排水事業（災害）の限度額を30万円から20万円に変更するものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

2の歳入でございますが、3款県支出金、1項、3目農業集落排水事業県補助金（災害）の295万円の減額、5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金の63万6,000円の減額と8款市債、1項、1目農業集落排水事業債の10万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

10ページをお開き願います。

3の歳出でございますが、4款災害復旧費、1項、1目農業集落排水施設災害復旧費368万6,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

以上で報告第4号の説明を終わります。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

専決処分の理由でございますが、水道情報管理システム作成業務委託事業の平成24年度分の事業費が確定したことに伴い、本年度に予算措置が必要になったため補正するもので、平成25年4月1日専決処分したものでございます。

補正予算の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用を2,626万2,000円増額し、16億5,245万7,000円に補正するものでございます。

内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

収益的支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、16節委託料2,626万2,000円の増額は、水道情報管理システム作成業務委託料を補正するものでございます。

以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 報告第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月29日に通常国会において成立し、4月1日に施行されたことに伴い、本市税条例において所要の改正をする必要があるため専決処分したものであります。

それでは、報告第6号の資料、笠間市税条例新旧対照表によりまして主な改正内容をご説明いたしますので、7ページをお開きください。

まず、第34条の7、寄附金税額控除でございますが、都道府県または市区町村に対する寄附金に係る個人の市町村民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に復興特別所得税率100付2.1を乗じて得た率を加算する措置を講ずる改正を行っております。

次に、54条第5項及び8ページの第131条第4項、納税義務者でございますが、それぞれ固定資産税、特別土地保有税の納税義務者のうち、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業等に伴う仮換地等に係る納税義務者の特例措置が廃止されたことにより、これに関連する文言を削除しております。

次に、9ページをごらんください。

ここからは、附則の改正となります。

附則第3条の2、延滞金の割合等の特例につきましては、市中金利が低下していることなどを踏まえまして、国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金及び還付加算金の利率の引き下げを行う改正でございます。

次の10ページに内容が示されてございます。

具体的には、現行の延滞金年14.6%について特例が創設され、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、納期後1カ月以内の延滞金は本則による年7.3%となりますが、

この割合は現行の特例においては年4%となっております。これを今回は特例基準割合に1%を加算した割合とする改正となります。

同条第2項でございますが、法人住民税につきまして、納期限の延長があった場合の延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合に、その年中においては当該年における特例基準割合とすることを新たに加えるものでございます。

次に、附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、引用する法律名が前条で削除されたこと、また特例基準割合の定義が変更になったことなどによる文言の整理をするものでございます。

11ページの中ほどより下の附則第4条の2、公益法人等に係る市民税の課税の特例でございますが、租税特別措置法第40条第10項の新設に伴う引用条項の改正でありまして、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等から当該財産等の贈与を受けた他の公益法人等が当該特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等とみなされた場合におきまして、非課税承認が取り消されたときは、当該他の公益法人等に対して寄附時の譲渡所得に係る個人市民税の所得割を課すこととする改正であります。

次に、12ページをお開きください。

附則第7条の3の2、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除ですが、適用期限を4年間延長して平成29年までの入居者を対象とするとともに、このうち平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合の控除限度額を拡大するものでございます。消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置といたしましてこの所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち控除し切れなかった額を控除限度額の範囲で市民税から控除するものであります。

附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例でございますが、本則第34条の7の寄附金額控除の改正と同じく、寄附金税額控除の特例規定の中で読み替えを適用し、率の加算をしております。

次に、13ページをごらんください。

附則第10条の2ですが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された都市再生特別措置法の規定による協定倉庫を地域決定型地方税制特例措置の対象に追加し、固定資産税の特例割合を締結後5年間は地方税法の割合を参酌しまして3分の2とする条文を追加しております。

次の附則第17条の2につきましては、引用する租税特別措置法の改正に伴う引用条項の整理を行っております。

13ページの下段、附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例につきましては、第1項において、読み替え規定を表形式に整理しております。

16ページをお開きください。

附則第22条の2、第2項ですが、東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等して居住の用に供することができなくなったものの相続人が、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は居住財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等を受けることができるとするものであります。

17ページの第3号であります。第2項新設に伴い、項の移動及び文言の整理となります。

17ページ下段から19ページにかけての附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例につきましては、引用する法附則第5条の4の2及び法附則第45条の項の繰り下げに伴う引用条項の整理となります。

5ページに戻っていただきまして、改正条例附則第1条において、施行期日を平成25年4月1日としております。また、寄附金税額控除、延滞金の割合等の特例、公益法人等に係る市民税の課税の特例及び譲渡所得等の市民税の課税の特例等につきましては平成26年1月1日、市民税の住宅ローン控除関係及び東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例につきましては、平成27年1月1日に施行期日を定めております。

2条につきましては、延滞金に関する経過措置、第3条で市民税に関する経過措置、第4条において固定資産税に関する経過措置及びそれぞれ適用年度等を定めるものであります。

以上で、専決処分いたしました笠間市税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

20番大関久義君。

○20番（大関久義君） 一般会計補正予算（第9号）、24ページ、4款衛生費、2項清掃費の塵芥処理費の欄で、一般廃棄物処理委託料、減額で1,350万円になっております。これについて、先ほどちょっと触れましたけれども、具体的に説明をいただきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） ただいまの大関議員のご質問にお答えします。

一般廃棄物処理委託料の減額ですが、笠間地区で一般廃棄物をエコフロンティアに持ち込んでおりますので、その最終精算による減額でございます。

○20番（大関久義君） ちょっとわからないな。

○市民生活部長（小坂 浩君） 笠間地区では、ご存じのように家庭の収集ごみについてはエコフロンティアに持ち込んでおりますので、それが当初の予算より少なかったということで減額となっております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） いわゆる家庭からの持ち込みの量が少なかったための減額措置

だけですか、これは。そうしたときに、次回のときに詳しく聞きますけれども、ごみの持ち込みの部分について、今、友部地区と岩間地区、それと笠間地区は単独でエコフロンティアの方に持って行ってありますが、それらの持っていける日が限られていますね。そういう関係なんですか、これは。

今まで合併してここまで来て、例えば1,350万円の減になったというのは今回が初めてなんでしょうか。それとも、前々からこのぐらい減額になっているんですか。なってないと思いますが、その辺のところはどういうふうになっていますか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 毎年、当初はもちろん多目に見込んでございますので、昨年も減額をいたしております。

○20番（大関久義君） わかりました。後で聞きます。

○議長（小藺江一三君） 10番鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） 報告第5号で、4月1日に専決処分しているんですが、理由として議会を招集する時間的余裕がないためにということで書いてありますが、急がなければならなかった理由というのはどういったことがあるんですか。

それと、例えばあらかじめ3月までに予算の中で計上することができなかったのか、この辺についての回答をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長。

○上下水道部長（藤田幸孝君） 10番鈴木議員の質問にお答えをいたします。

この事業は、平成24年、25年と続けて仕事をしている分でございます。水道管理システム作成業務委託の中でどういう仕事をやるかといいますと、今使っている管路等の図面が紙ベースでできております。それをシステム化したり、個人の宅内の台帳ですか、そういうのをシステム化している事業でございます。これにより、管路の図面等において、1カ所が漏水した場合なんかは、ここをとめればこういうふうな水回しをすれば水が流れますよとかいうシステムをつくる、問題が起きた場合に早く解決できるような形のシステムを作成しているわけでございます。今年度はその道路の中に入っている管路の図面等の作成をシステム化する部分でございます。今回仕事をしている分が、2年続けてやっていますけれども、台帳等を見ながら現地等も調査していった中で、道路の左側に入っているべき水道管が右に入っていたりする部分が随分出てきておりまして、そういう部分を修正かけている中で、今回の支払い分を精算した結果こういう形になりましたので、25年度が不足を生じますので、その分を25年度に足し上げた部分でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） 今の話を聞いていますと、私の勘違いかもわからないけど、実際に仕事はやっちゃったよ。仕事は進めちゃったよ。だけど、お金がないから1日付で補正しましたという形に伺えるのですが、いかがですか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長。

○上下水道部長（藤田幸孝君） 予算の中で、24年、25年と続けて仕事を進めていく中で、全体の事業費を単純に割っていております。24年度6割ぐらいできるだろうということ割っておいた部分が、精算をしたところそれまでいってなかったの、一回精算設計書を24年度につくりまして、3月末日でつくりまして、その残った部分を4月1日に上乗せして仕事をそのまま続行するような形で進めたところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） 2,600万円という相当大きい金額なんですね。これを専決処分している。例えば、きょうこの臨時議会があるかどうかその当時はわからなかったかと思ひますけれども、次回の議会開催まで何で待つことかできなかったのか、その辺の回答をお願ひします。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長。

○上下水道部長（藤田幸孝君） 継続費として私ども仕事を組んでおりまして、仕事はそのまま続けてやっているものですから、その中で不足を生じてしまうという中で、4月1日付で予算を補正したところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております報告第1号ないし報告第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決いたしたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決をいたします。

最初に、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度笠間市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よつて、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて、笠間市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認、決定することにいたしました。

議案第52号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第5、議案第52号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第52号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規定に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市における土砂等による土地の埋め立て等について規制を強化し、生活環境の保全及び災害の発生防止を図るために所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 議案第52号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について説明いたします。

まず、改正の目的でございますが、土砂等の埋め立ての状況は年々悪化し、現状に即した対応が必要とされているため、必要な規制を行うことにより生活環境の保全や災害発生の未然防止等を図り、住民の安全と良好な生活環境の確保を目的としております。

大きな改正点は、6条で事前協議が必要になること、7条で適用除外法が3法に限ること、8条で持ち込み土を制限すること、27条で罰則が厳しくなっていることでございます。

それでは、内容の説明に入りますが、改正条例は第1条から第29条で構成され、全面改正等になりますので、新たな条例の主な内容を説明いたします。

まず、第3条、市の責務は、市が埋め立て等の把握、不適正な埋め立て等の防止の施策を行うものとしております。

第4条、土地所有者、管理者または占有者の責務を明確にするものでございます。不適正な土地の埋め立て等が行われることがないように努めなければならないとしております。

第6条、事前協議でございます。内容は、許可または変更許可の申請を行う前に事前協議が必要となっております。

第7条、許可については、事業主の範囲を明確化したもので、第1号により、事業区域面積が500平米以上5,000平方メートル未満は市の許可、5,000平方メートル以上は茨城県の許可が必要になります。

第2号から第5号は申請を要しないことの規定であり、第2号は区域内での土砂利用の場合、第3号は国、地方公共団体、その他規則で定める者が行うもの、第4号は他法令等の規定による許可もしくは認可を受け、また届け出をしたものであって規則で定めるものとしております。他法令の許可とは、規則に定めておりますが、砕石法、砂利採取法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に限定してしております。第5号は、みずからの住居または使用に供する建築に伴う1,000平方メートル未満の埋め立て等でございます。

第8条、許可の基準は、埋め立て等に用いる搬入土の基準でございますが、第1号で改良土及び第4種建設発生土、泥土は搬入することができないとしております。第2号は、土壌に含まれる有害物質、鉛、砒素、トリクロロエチレン等についても基準に不適合であ

れば搬入はできないとしております。

第9条、許可の条件でございますが、許可の際に条件を付すことができることも追加するものでございます。

第17条、土地の調査等でございますが、3カ月ごとに区域内の土壌調査を行い、経過後2カ月以内にその結果を報告することを追加するものでございます。

第18条、施工管理者の設置等でございますが、生活環境の保全や災害の防止を図るために、施工上の管理をつかさどる者を置くことを義務づけるものでございます。

第26条、協力要請でございますが、発生元の確認と緊急時の協力要請に対するもので、埋め立て関係者、これは行政機関、事業主、土砂発生者、土地所有者などでございますが、必要な協力要請をすることができるとしております。

第27条、罰則でございますが、規定の強化となるもので、これまでの懲役1年以下50万円以下の罰金から、懲役2年以下100万円以下の罰金としております。

附則の施行期日でございますが、市民等への周知期間を30日程度要するため、平成25年6月1日といたします。

附則の経過措置でございますが、現に着手している事業についても申請書を提出いただくことになり、事前協議から進めると許可が出るまでに90日程度は必要になりますので、90日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

11番鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） ただいま提案されましたいわゆる残土条例ですね。笠間市にも残土条例あったわけで、それが全面的に改定されるということで、重要な条例だと思うわけです。殊に、この条例をずっと読んでいったときに、第7条関係、それと第8条、第18条関係等がちょっと疑問に思うところがあるので、その辺を中心にして質問を行いたい。

この第7条、簡単に読むと、許可を得ずにずっと土砂を埋めていくことができるような感じもしないでもないんですね。これで、率直にいうと1年置きにやっていけば、離れたところを……一つは、隣接とか近接というのはどのぐらいの距離を想定しているのか。相当広い範囲を開発というか、埋め立てるということになったときに、全体的に全体像がないままにあっちこっちを埋めてきて、つながってでかくなっていくというふうにも考えられるので、その辺はどういうふうに押さえていくのかということが、私はこれを見たときに率直な感じなんです。

それでまた、500平方メートル未満から5,000平方メートルに至らない間というのは、市の管轄になるんですね。市の許可が必要になると、5,000平米を超えれば県の許可をとらなきゃいけないと、合算したときに。そういうふうなこれを読んでいいわけですね。

ただ、問題は、1年という期間を置いて離れたところをやれば、許可も何も要らずにできるように読めるんですよ。すべて市が管轄できない5,000平米以上という問題ありますから、その辺をどういうふうにちゃんと整理していくのか。それで、全体的な開発というか、埋め立てられる土地の問題とこの辺をどういうふうにしていくかということが、一つは問題ではないかということをお聞きして、その辺はどういうふうを考えているかということをお聞きしておきたい。

この7条というのは、いろいろなことが書いてあるわけですが、2項の問題、自分の土地の造成ですね。当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるものというふうに書いてあるわけですが、全体的な広さがどこまでいったら押さえられるか、ちょっとわからないんですよ、この条文だけ見ていくと。5項の方を見れば、自分の宅地やなんかを想定しているというか、予想されていると思うわけですが、1,000平方メートルまでしかここでは明記していないわけですが、この2項を見ると、どこまでの広さかということがわからないんですよ。2項が中心になるのか、5項が中心になるのかという問題もあるので、この辺ははっきりしておいた方が私はいいと思うんですよ。

それと、先ほども説明ありましたが、3項と6項かな、おもしろいこと書いてあるんですよ。これどういうふうな違いがあるんですか。

また、施行規則を見ると、一覧表載っていますね、いろいろな事業者名の。何ページでしたかな……ずっと後ろに施行規則の一覧表があって、道路公団その他いろいろなところが書いてあるわけですが、それ以外にも予測しない何か発生したときのことを6項では書いているのかなとも思うわけですが、その辺の具体的な事業者名というのはあるかどうか、その辺をちょっと聞いておきたいと思います。

それと、第8条の許可の基準の問題、ここの2項に、砒素とかトリクロロエチレンとかいろいろなことが書いてあるわけですが、施行規則の中に表がありますね、17ページ以下。別表第1というのがあって、第7条、第19条関係ということで、第8条は関係ないようになっていますが、この第8条の項目を見ていくと、2項の後見ると、これも第8条と関連してくるんじゃないですか、許可の基準の問題で。こういうふういろいろな化学物質が2ページ、3ページぐらいにわたって書いてありますが、これは許可基準の問題として、私は第8条の第2項にも関係しているんじゃないかと。

それと、第8条の問題でいえば、許可の基準で、資料の方の一番初めにあったように、第4種建設発生土及び泥土は搬入できないとここにあるわけですが、追加で。これは具体的にどういうふうな土壌を考えているのか。これはある程度はっきりさせてもらった方が、私たちとしても市民なんかに説明するとき、これはこういう土壌だよということをお聞きするので、その辺を資料でも何でもいいから出してほしい。これが第8条です。

それと、第18条、施工管理者について、今まで現場全体を管理する施工管理者というの

は置いてなかったんですけれども、置くことになりましたね、第18条で。この人の資格というのは全然出てこないんですが、あるんですか、資格というのが。

建設現場等においても、施工管理の技術者とか何とか置かなきゃいけないとなると相当な資格がここにあるわけですね。こういう埋め立てなんかの場合は、いろいろな法律上の問題が、先ほど言われましたけれども、いろいろな法律が絡んでくるわけで、そういうことや埋め立てられる土壌の問題等に精通した管理者なのかどうか。ただ、事業者が施工管理者ということにすれば何ら素人でもできるのかどうか、これはちょっと問題じゃないかと思うんです。

以上の点、それだけを……

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 鈴木貞夫議員のご質問にお答えします。

まず、隣接、近接で何カ所かに置かれたらということですが、先ほども説明の中で触れたのですが、大きな改正点の中で事前協議を必要としております。これによって持ち込み土もある程度詳細について把握するものですから、それとあわせて現場検証しますので、疑義があれば点在させるようなことがないように、疑義があれば現場において、また事前協議の中で指導していきたいと思っております。

それから、1,000平米についてなんですが、この残土条例の中では、住宅用については1,000平米未満であれば許可は必要ないとしておりまして、また、鈴木（貞）議員ご心配の敷地内での土砂ですが、1,000平米以上は都市計画法関係の開発指導要綱というものに係りますので、開発指導の中では基本的に土砂が敷地内での移動となりますので、これはこちらでチェックできると思っております。

それから、7条の適用除外となる公共団体ですが、規則では4条の2項で、前項9号の規定による市長の認定を受けようとする者は、土壌汚染または災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請に云々とありまして、この4条の1項に規定する団体以外でその申請に基づいて公的な機関であると認定されれば除外となります。

それから、8条の基準の中に汚染等の基準も入るのではないかとということですが、許可の基準の中にこの要素は入ってございます。

それから、18条、施工管理者の資格ですが、これは特別、役所の方では資格は指定しませんで、事業者が現場施工管理者だと認定すればそれでということでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） ここで暫時休憩いたします。

11時20分より再開いたします。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き再開いたします。

答弁が終わりました。

11番鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 一応答弁いただきましたけれども、この第7条の問題というのは、私が心配するのは、これだけ読んでいくと、無制限にいろいろなことができるんじゃないかと。2項に土地の造成その他というのがありますね。これはどのぐらいの広さまでこういうふうの規定するというのが必要じゃないでしょうか。

というのは、第7条の初めに書いてあるわけでしょう。次に掲げる事業については、この限りではないと、許可は要らないとここに書いてあるんですよ。許可がないとなれば、この2項なんか見たら、その区域内で出た土砂を埋めたりなんかするならば、幾らでもできるということになっちゃうんですよ。その辺はどうなんですかね。

あと、今度設置することになる施工管理者ですね。この施行規則等を見ても、土どめ工事なんかいろいろここに書いてあるわけでしょう。ある程度の高さになったらここに土どめしてどうのこうのとか、いろいろな規則があるわけですね。そういうことに対して、もし10メートルも15メートルも大量に埋めて土どめもしなくても、市としての事業許可というのを全然してなかったら、それに対する市の調査だとか権限というのは全然及ばなくなるという結果になるんじゃないかと危惧するんですよ。

往々にして、いろいろなところの土砂のそういう堆積物というのを見えていますけれども、大量にがさっと埋めちゃっているところもあるんですよ、全然何もせずに。施行規則には、そういう土どめ工事を何メートルいったら何メートルでどうのこうのというのがあるわけですが、これをそのまま読んでいけばそういう指導もできなくなると、その辺を私は危惧するんですよ。

それで、さっきの18条の施工管理者の問題で資格というのは、くぼ地に埋めてどこにも流出しないようなところでやるならいいけれども、谷間なんかを埋めたり、河川のそばで大量の土砂を埋め立てるような行為になったときには、ちゃんとした土どめ工事というのは必要になるわけでしょう。これには土どめの資格とか何とかというのはあるんですよ。私も建設でそういうふうな仕事やっていたから、幾つものそういう資格あるというのは知っているわけですが、資格があるからできるという問題じゃないけれども、そういうことがわかる人が管理者でなかったら、この埋めてあるのを見ただけでおしまいになっちゃうんじゃないかと。一定の資格というか、そういうことに精通した人が管理して、安全でほかの地域に被害を及ぼさないような工事をする、埋め立てをするということが必要だろうと思って、私は、この18条の管理者の問題で資格があるのかということを知りたいわけなんです。この辺は重要だと思うんですよ。

私は、この7条、読み方によってはそうになってしまうというのでこの問題は取り上げたわけですが、その辺の歯どめをどうするかということだと思ってるんですよ。この2項

だけ見ていくとずっと続いていくということになるので、その辺のことをどういうふうにか考えるかというのがあると思うんですね。

それと、さっき第8条の許可の中で、第4種、汚泥の問題を言いましたけれども、具体的にはどういうことか、わかれば教えていただきたい。

細かいこといろいろありますけれども、そのことについて改めて答弁を求めたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 鈴木（貞）議員の再度のご質問ですが、まず、7条の1項、2号の土地の造成、適用の除外ですが、先ほど申し上げましたけれども、敷地内の造成であれば、残土条例として特別規制する必要はないと思いますし、何平方メートルになってもいいのかということですが、これは先ほど申し上げましたように、1,000平方メートル以上超えると開発指導要綱に係りますので、都市計サイドでの許可が必要になります。

それから、施工管理者の有資格のことですが、先ほど特別資格は必要ないということでありまして、公共事業なんかの施工の場合は、土木施工管理技術検定に合格しているとか、そういうものを求めるのですが、この場合は、先ほど申し上げましたように事業者がその者に責任を任せるとなれば、役所としても現場の総括者が明確になっていけばよしとするほかないと考えております。

それと、建設発生土の問題ですが、第1種から第3種は持ち込み可能で、4種と泥土は持ち込めません。改良土はすべて不可としております。第4種といいますのは、泥土に近く、表現難しいのですが、土の水分、含水量が40%を超えるもので、かなり粘土に近いものという表現でございまして、礫とか砂とか、そういうある程度の硬度を持ったものは建設発生土として持ち込みを認めるということでございます。

○議長（小藺江一三君） 11番鈴木貞夫君、簡単明瞭にお願いします。

○11番（鈴木貞夫君） 今の答弁、ちょっとわからないんですよ。例えば7条の2項、これだったら5項で足りるんじゃないですか。5項にそういうこと詳しくちゃんと書いてあるんだから。わざわざ2項があるのはなぜかということになるんですよ。2項と5項は全然関係ないんですか。関連しているなら、2項というのは要らないんじゃないですか。私はそう思いますよ。なぜわざわざ5項が出てきて2項があるかということなんですよ。

確かに、今までなかったような事前協議とかいろいろなことが出ているし、細かいことも、以前の残土条例よりも詳しくなっていることは確かです。

それと、管理者の問題ですね。私はこれは、例えば自分の屋敷をやる時だったらいざ知らず、相当大きな何万平米も埋め立てるようなときには、ちゃんとした資格が必要だと。ただ、事業者がだれだれさん管理者になってくれということだけで済むのかどうか、これはちょっと疑問に思いますね。

それと、5,000平米以上は県ですよ。それ以下は市が一応権限というのはあるわけです。

けれども、私は今までいろいろなところで聞いたり見たりしたときに、県の場合は、なかなか市や町村が立ち入りできないような事態もあるんですね。そういう場合、どういうふうに市としては考えているか。市の職員も併任制度というのがあると聞いていますけれども、その辺のことを明らかにもらいたい。

以上の点だけ、もう一度確認も含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 条例の7条の1項、第2項と第5項の違いですが、第5項は、自宅または自己用のものは外から土を盛って埋めてもいいと、1,000平米未満に限って埋めてもいいということで、第2項は、再三申し上げておりますとおり、同一敷地内での土の移動でございます。これは特別問題ないと考えております。

それから、施工管理者の有資格云々ですが、現状は私が申し上げましたとおりで、私の主観では何とも申し上げようがございません。

最後に、議員ご指摘のように、県の残土条例の指導に関しましても、笠間市と協定を持ってしまして、環境保全課の廃棄物グループの職員が併任の身分を持っております。

○議長（小藺江一三君） ほかにございませんか。

西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 事前に全員協議会の中で説明を受けました。私、質問するタイミングがなかったので今回質問しますが、検察庁の協議について、具体的に手続等はどうなっていたのか。期間がかなりの期間、時間を要したということですが、検察庁の協議について、どの部分を協議をして決定したのか。経過、経緯、それからどの部分かという決定事項の部分、そこを教えてください。お尋ねします。

それから、本条例施行後直ちに条例を適用すべき案件はあるのかお聞きします。

それから、現在進行形の事業に対して、また、特に埋め立て工事を伴う開発、1,000平米以上という開発行為の基準もあるでしょうが、この条例全体を見て、例えば4条についてもそう、5条、6条、それから17条、18条と、これは事業主あるいは土地所有者、工事施工者すべてが負担になる、今以上にハードルが高くなるという環境になろうかと思えます。これは、本来の目的である市民の安全とか環境保全とかということが、市民の負担というか、犠牲というか、そういうふうに思われるのですが、いかがでしょうか。

特に人件費を要するもの、つまり手続上必要な部分がふえてくる。それから、施工管理者の設置なんかもそうですけれども、事前協議なんかもそうです。時間がかかる、人にかかる。

それから、調査ですか、土壌の調査、三月ごとに調査を依頼して、その結果を報告しなくちゃならない。それから、自社でやろうが、どこでやろうが、当然、時間もかかるし、手間もかかるし、金銭的に負担もかかるでしょう。そういう部分がこの条例の負担の部分として見えるのですが、いかがでしょうか。

最後に、経過措置を明確に説明していただきたいと思います。

基本は、年々悪化している土砂等の埋め立てを規制することで、市民に対する安全性や環境の保全ということですが、悪化しているというのは、具体的にどういうことなのか、答弁をいただきます。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 西山議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の検察庁との具体協議でございますが、先ほど冒頭に市長の方からありましたように、年度当初から年度内の条例制定をするつもりで進めてまいりました。

検察庁の協議については、まず、8月に罰則について事前協議を行いました。これは2カ月ぐらい要しました。そして、その経過を踏まえて、最初の内部の条例を固めまして、1月31日に検察庁に全体協議を行っております。そして、2月27日検察庁の方から指摘を受けまして、これをこういうふうには直すべきではないかということで内部で協議しまして、最終それを修正しまして、3月18日に協議を申請しまして、4月9日に結果的には内容として差し支えないものという返答をいただきました。検事が水戸なものですから、なかなか時間を要しました。申しわけなく思っております。

それから、直ちに計画を出すものはあるのかということでございますが、これについてはちょっと把握してございません。

それから、手続が難しくなって、時間を要して負担を強いるのではないかとということですが、あくまでもこの条例の改定の目的は市民生活の安全の確保ということで、その中で土地の地権者や管理者に負担はかかる部分は出てきますが、やはり周辺地域の住民の生活環境の確保というものを第一に考えておりますので、事業者の負担はかなりかかるかと思いますが、そのことを優先しました。

また、悪化ということですが、笠間市で特にとということではなくて、県域全体として悪化の傾向にあるのではないかとということで、こういう言葉を使っております。

経過措置についてでございますが、まず事前協議、許可と必要なんですが、今事業をされている方が、例えば6月1日の条例施行の90日以降事業をする場合でも、事前協議と許可申請、それに伴って調査を行いますので、許可を出すのに、調査期間で約80日、許可で10日ぐらいかかるものと考えておりますので、90日と設定しております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） まず、検察庁の件ですが、問題があつて指摘をされたという答弁、結果的には問題なしということだと聞こえたのですが、それはそのようなとり方でよろしいのですか。

それから、罰則の部分だけ検察庁の協議を経たということになってはいますが、罰則は1年以内の懲役または50万円以下の罰金に処するが、その倍、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するということだと思ふんですが、なぜ罰則を引き上げたのか。倍の2年

と100万円ということですが、なぜその必要があったのか。それも、もう一度お聞きします。

それから、現在、本条例施行後ということ、直ちに条例を適用する案件はあるのかと
いったら、特にないということですが、ならば、年々悪化しているという案件、茨城県内
全体どうだかわかりませんが、これは笠間市の条例として、年々悪化しているとい
うことですが、その部分を具体的にどの地域のどんな部分が悪化していったのか。それを
是正するために、あるいはそれを規制するために、こういう条例が必要なんだという根拠
があると思うんですよ。そういう案件は本当にあったんですか。今の部長の答弁ではあい
まいで、あったのかないかわかりません。

例えば交通事故が多発して、いよいよ死亡事故になってしまって、ここは信号機つけま
しょうよという案件と私は類似していると思うんですよ。あるいは死亡事故になってしま
う、つながるんじゃないかという危険性を伴っているから、ここに信号機をつけましょ
うよと、今回皆さん認めてくださいよということと一緒に思うんですね。ですから、その
悪化しているという、年々悪化しているという……もとに戻りますよ。現在、この条例施
行後、6月1日以降ですぐ適用になることあるのか言ったらないと。で、年々悪化して
いると。ちょっと私、理解不能なんです。それをもう一度お願いします。

いずれにしても、事業者あるいは地権者、関係者の負担が大きくなるということが部長
の答弁の中にあったのですが、負担があるということがわかっていて、そこまでしなくち
ゃならないという理由があると思うんですよ。この負担は強いられても、市民のためにこ
ういう、費用対効果と一緒にですね。この条例があることでこれだけの今後の市の発展につ
ながると、市民の生活環境の保全、さらには活性化につながるということであれば納得す
るのですが、いかがでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 再度の西山議員のご質問にお答えします。

検察庁の指摘ですが、この指摘は、最終的に受けたのは、誤字脱字とは言いませんが、
細かい部分で、特別罰則とかこの条例の本文に影響するほどのものではないですが、検察
庁の指摘があったので、それを訂正して最終協議したということでございます。

それから、罰金については、これまでからはかなり上がっているのですが、他市町村の
を見ると200万円というような部分もございますので、そういうレベルに合わせました。

最初のご質問で、すぐに出る業者があるのかということだったんですが、それはちょっ
と把握していないということで、現在やられているかもしれない業者も直ちに来るかどう
かわかりませんので、その辺は私の方からは何とも答えられません。

○12番（西山 猛君） だから、どこが悪化しているんだと、年々悪化していると言っ
て。

○市民生活部長（小坂 浩君） ですから、全県的に申しまして、悪化の傾向にあるとい
う言葉を用いました。

先ほど最初にも申し上げましたが、ある程度事業者の負担というのは出てくるかと思えます。

○12番（西山 猛君） 説明がわからないんだけど、議長、整理してもらえますか。議事整理権で。

○議長（小藺江一三君） でも、それ以上のことはな……

西山議員。

○12番（西山 猛君） 条例の一部を改正すれば、検察庁の協議は要らなかったと思います。例えば、今、相場の話をしていました。罰金がほかでは200万円とかあるから、別に100万円は高いとか安いという問題じゃないんだと、そういう表現した。私が言っているのは、なぜ倍にしなくちゃならない必要性があったのかということ。それをやるために検察庁と協議をしなくちゃならない、そのために時間がかかったということだと思うんです。それで、部長が答弁で言った、誤字脱字があったらそれを指摘された、またその間時間がかかったということですよ。怠慢ですよ、それは。誤字脱字ですよ。怠慢。いかがですか。

もう一度お尋ねしますよ。検察庁との協議は、もしこの条例を一部改正して適用するとすれば、この罰則の部分を変えないで、一部改正で適用すれば、何ら検察庁との協議は要らなかったんじゃないですか。

さらに、行政上のミスで文字の徹底ができなかったと、誤字脱字だということですが、私は、ここでそういう答弁が出るとは夢にも思いませんでした。誤字脱字、そのためにわざわざ臨時会をここで招集してここで議論しなくちゃならないという、このタイムラグが出てしまったということ、どうなんですか。明確に目的化されていない条例を議会に上程するのは、私はいささか執行部のやっていることが乱暴ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。その検察庁の部分、もう一度答弁してください。

それから、負担があるんだから、負担に対しては何か見返りが無いといけないと思うんです。市民が負担をするんだから、それに対する見返りがなくちゃいけないと思うんですが、その部分を明確にさせていただきたいと思います。

確かに環境の保全やさまざまな隣人トラブルとか、そういうものに対しては当然出てくるでしょうが、現在茨城県全体が悪化の傾向にあるという程度のことで、笠間市のこの細部にわたった条例をここで制定しなくちゃいけないという理由に私は結びつかないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 検察庁の協議で誤字脱字を指摘されたとは私申し上げない。誤字脱字とは申しませんが、かなり細部まで指摘されたと申し上げたつもりです。

それから、検察庁については、罰則が入れば協議は必要となりますので、変えなくても検察庁との協議は必要になっておりました。

それから、事業者に対する負担の見返りということですが、我々は住民の方の生活安全、

環境の確保ということを第一にしておりますので、それが得られればまずはよしと考えております。

○議長（小藺江一三君） ほかにありませんか。

大関久義君。

○20番（大関久義君） 過日の全員協議会のときにもちょっとお聞きしたのですが、県が許可した場合に市の担当部局でどれだけ介入できるのかがこの項目の中からは読めます。その辺の部分についてどういうふうにご考慮されるのか、再度この場でお尋ねしたいと思います。

それと、今回の条例改正はかなり前より踏み込んであるので、大分よくなったのかなとは思っておりますが、土砂等による埋立て等の規制に関する条例だけで、開発行為という中で土砂を搬入している事例もありますよね。全員協議会のときに私はそういう部分を含めてちょっとお尋ねしたのですが、そのときに部長の方では、いわゆる土砂等の許可の物件ではありませんと、そういうものは許可しておりませんというようなご答弁がありました。この条例と開発行為との絡みの部分に関して、それも含めた中でそういうものを指導できる体制になるのかならないのか。その辺のところを含めて再度お尋ねしたいと思いますので、ご答弁の方よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 大関議員のご質問にお答えします。

1点目の5,000平方メートル以上、つまり県の許可の場合はこの条例には見えないとあるんですが、これはあくまでも面積でいえば500平方メートルから5,000平方メートルのものを対象としていますので、市の許可の部分のみでございます。

それから、開発行為の出ているものに対してはどうかということですが、今までは開発行為の許可が出れば残土条例は適用ございませんが、6月1日以降の行為に対しては、こちらの届け出も必要となります。ただ、それは90日という経過措置がありますので、それ以降そういう行為が必要であれば、事前協議、許可等が必要になってきます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） そこでお尋ねしたいのは、この施行令の附則の中で、原状回復命令書なるものが、私どもに全協の中で配られた資料の中にありますよね。そういった場合、こういう形で埋め立てをしますよという形の中で許可を受けてやりました。そのとおりになっていない場合に、こういう原状回復命令書、あるいはもともとのこういうふうにしますという施工の計画書のとおりに戻すことは可能なかどうか。

6月1日施行後、いわゆる開発行為のものも今回指導できるというような形になった場合に、申請があった形のものででき上がったものが違っていた場合に指導することができるかどうか。その辺のところなかなか読めないで、法律上の中で読めないで、その辺のところはどうか再度お聞きしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 大関議員の原状回復についてどうなのかということですが、現在まで行っている行為については原状回復を求めることはできません。この条例が施行された以降の造成であれば、原状回復ということも適用されようかと思えます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） ちょっと言っているのがわからないのかなと思いますが、最後の質問になりますが、要は、6月1日以降この条例が施行されます。そういった場合に、開発行為のものも指導の対象に、いわゆる申請を出し直して指導できますよというものも含まれるという答弁だったでしょう、部長の方で。そう言いましたよね。その場合に、開発行為あるいは埋め立て等の申請書が出ていた、その形のものとは違った造成あるいは埋め立てがなされていた場合の指導ができるのかどうか。その辺のところはどうなんですかと私は聞いたんです。それは原状回復命令ではなくて、いわゆる申請書のとおりやっってくださいよという指導ができるのかどうか、その辺のところお聞きしたいと思います。

実は、農業委員会の方に公共残土の許可で、土地改良という形の中で、田んぼを畑にしたいんだというような形の中で申請を出されたところもあるんです。それが申請どおりじゃなくて、うんと高くやっちゃっているところがあるんです。今度は、そういうものも含めて残土条例が適用になるとすれば、いわゆる申請どおりにいってなかった場合の指導はどうなんだというのが、この中から見えてこないんです。それが指導できるのかどうか、それはどうなんですか。

以上、お聞きします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 再々度の質問にお答えします。

私、現在開発行為を行っているものも適用できると言いましたのは、開発行為としては都市計画法上の29条になろうかと思えますが、これで行っている事業について、今後それは適用にはなりますが、今まで行った行為に対しては原状回復指導等はできません。ですから、条例が適用になった後の許可申請に基づく事業とか原状回復という範囲でしかできないです。

○議長（小藺江一三君） ほかにありませんか。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） この残土条例について委員各位からご質問をいただいておりますが、私の方で、補足なり、残土条例を制定するに至った経緯についてちょっとお話をさせていただきます。

今回の残土条例の改正につきましては、悪質な埋め立て等に対する規制強化ということが一つの大きな目的になっておるわけでございまして、そういう意味では、一部でなく全

部改正ということで提案をさせていただいたところでございます。

目的については、部長からのお話でしたが、改めて市全体の環境保全、また悪質な残土の持ち込みに対する強化、さらには、この笠間市という位置づけが、首都圏から交通網が非常に発達している、持ち込みやすい地域であるということで、それを事前に防止するという意味合いも含めております。

近隣においては、例えば鉾田、鹿嶋、神栖、つくばみらい、周辺自治体が残土条例を強化したり制定をしている経緯もございます。そういう中での今回の改正でございまして、一方で、善良な、いわゆる正常な埋め立てを行って開発する業者とか市民の皆さんに負担になるのではないかなというご意見もございましたが、確かにそういう傾向も我々としてはこの条例の改正の議論の中で心配をしたところでございます。

ただ、悪質な業者を規制する上では、その辺の経緯、経過、また皆さんに負担がかかってしまいますけれども、こういうことで強化したんですよという周知をしっかりと広報を通じて行っていきたいなと思っておるところでございます。

また、施工管理者については、資格を有する必要があるんじゃないかということでございますが、現在の法律の中では、施工管理者について法的にこういう資格を持っていないとだめだという位置づけがされておられません。ただ、今回の改正強化によりまして、現道での管理責任が明確になって、いわゆる管理責任者に対する指導をしっかりと行えるようになったということでは、プラスだというふうに思っております。

それと、今回条例が制定されれば適用になる案件があるのかということでございますが、今回条例が制定されれば適用になる案件はございますので、この条例に基づいてしっかり指導を……（「ないと言ったよ、答弁は」と呼ぶ者あり）それは私の方で訂正をさせていただきます。適用になる案件がございまして、しっかり指導をしていきたいなと思っております。

○12番（西山 猛君） 部長に訂正させろ、全く違うじゃないか。議長は聞いていて違和感がないのか。

○議長（小藺江一三君） 市長の答弁ですべてを……

○12番（西山 猛君） じゃ、部長は何で座っているんだ、あそこに。何のために座っているんだ。

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第52号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

この採決は、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小藺江一三君） 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これにて平成25年第1回笠間市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後零時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署 名 議 員 小 磯 節 子

署 名 議 員 飯 田 正 憲